

恵仁会介護福祉士実務者研修講座 学則

(事業者の名称、所在地)

- 第1条 事業者の名称 社会医療法人恵仁会
所在地 〒385-0051
長野県佐久市中込1丁目17番地8
担当事業所 介護事業部 地域支援事業課
〒385-0051
長野県佐久市中込3丁目2番地8
ケイジンピアサービスセンター中込2階

(目的)

第2条 介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて介護福祉士として必要な知識及び技能を修得することで、地域福祉の担い手として貢献できる人材を養成し、広く地域社会に貢献することを目的とする。

(実施課程、形式)

第3条 前条の目的を達成するために、介護福祉士実務者研修(通信課程)(以下、本研修という。)を実施する。

2 本研修はE-ラーニングによる通信学習、および通学(面接授業)による講義、演習を組み合わせた学習方法とする。

(研修事業の名称、研修会場)

第4条 本研修事業の名称は「恵仁会介護福祉士実務者研修講座」とする。

講義および研修会場は次のとおりとする。

長野県佐久市中込3丁目2番地13 橋場ビル2階 介護従事者養成講座教室

(修業年限)

第5条 本研修の修業年限は有資格者6ヶ月、無資格者7ヶ月とする。

2 在籍期間は2年を越えることはできない。

(受講定員及び学級数)

第6条 受講定員15名とし、学級数は1学級とする。

(養成課程及び履修方法)

第7条 養成課程の種類は通信課程とし、履修方法については、別表1の通り通信指導並びに面接授業とする。

2 養成課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営にかかる指針について」(平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知(以下「国指針」という。))別表5に定める内容に準拠する。

(履修免除)

第8条 既に訪問介護員養成研修等の研修修了者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」(平成23年11月4日社援基発1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)に基づき、別表2に定めるところにより履修を免除すること

ができる。

(学年、学期及び休業日)

第9条 1 養成課程を学年及び学期とし、休業日は次の通りとする。

- 一 年末年始 12月29日～1月3日
- 二 夏季休業 8月13日～8月16日
- 三 休日 土日祝日

(入所時期)

第10条 入所時期は無資格者5月1日、有資格者は6月1日とする。修了時期は無資格者、有資格者ともに11月30日とする。

(入所資格・通信地域)

第11条 入所資格は、長野県に居住するものであって、介護福祉士の資格取得を目指すものとする。

(入所者の選考)

第12条 入所の選考は、受講申込書を受理した者の中から、前条の要件を満たすと認められるものにつき入所決定する。ただし、養成課程の定員に達した時点において申込受付は終了とする。

(入所手続)

第13条 入所手続は、本施設が定める受講申込書に、本人であることを証明できる書類(免許証の写等)及び介護に関する研修(訪問介護員1級及び2級課程、介護職員初任者研修並びに介護職員基礎研修課程に限る。)を修了している場合は修了証明書の写しを添付して行うものとする。

(退学、休学及び復学)

第14条 退学しようとする者は、退学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

2 受講者が疾病、就業先の業務の事情等止むを得ない理由により、別に定める期間を継続して修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

3 前項により休学が認められていた者が、復学しようとするときは、復学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第15条 学習の評価は、科目ごとに1回以上テキストに則した課題を賦課し、解答することにより、国指針に定める到達目標の習得状況を確認し、到達目標に達していないと認められる場合は、課題を再度行う。

合格は、ABCDの4段階で判定し、

A: 90点以上 B: 80点以上 C: 70点以上 D: 70点未満

D評価は、不合格とし課題を再度行う。

2 介護過程Ⅲについては、介護過程Ⅲにおける面接授業を通して評価する。

3 医療的ケアについては、面接授業で救急蘇生法演習1回以上、喀痰吸引(口腔5回以上、鼻腔5回以上、気管カニューレ内部5回以上)、経管栄養(胃ろう又は腸ろう5回以上、経鼻経管栄養5回以上)の演習を行い、通信課程で1回以上テキストに則した課題を賦課し、

解答することにより、国指針に定める到達目標の習得状況を確認し、到達目標に達していないと認められる場合は、課題を再度行う。

4 面接授業の場合において、授業開始から 10 分以上遅れた場合は欠席とする。また、止むを得ず欠席する場合は、欠席届を提出するものとする。欠席した場合は第 17 条に規定する補講を受講しなければならない。

5 受講者が次の各号をすべて満たした場合、修了と認定する。

一 通信課程において賦課した課題をすべて提出し、認定基準を満たした者

二 面接授業のすべてに出席し、介護過程及び実技の評価を受けた者

6 本研修を修了した者には、修了証明書を交付する。

(受講料)

第 16 条 本施設の実講料は、受講者のこれまでの介護に関する研修の実講状況に応じて次の通りとする。

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| 一 無資格者 | 90,000 円 (税込、テキスト代は含まない。以下同じ。) |
| 二 訪問介護職員 2 級課程 | 50,000 円 |
| 三 介護職員初任者研修 | 50,000 円 |
| 四 訪問介護職員 1 級課程 | 50,000 円 |
| 五 介護職員基礎研修課程 | 30,000 円 |

2 既に納入された受講料については、原則として返還しない。

3 テキスト代は、実費とする。

(補講)

第 17 条 面接授業を欠席した場合は、有料にて補講を受講するか、次回の研修を受講することにより修了とする。

2 有料にて補講を受講する場合は、1 講義(1 時間)2,000 円とする。

3 補講を行う場合、担当教員と受講生が相談し補講開催日程を決定するものとする。

(教職員の組織)

第 18 条 本施設に、施設長、教務主任、専任教員、介護過程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員及びその他必要な教職員をおく。

(賞罰)

第 19 条 受講者が次の各号に該当した場合は、懲戒、停学又は退学処分をすることができる。

- 一 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- 二 研修の秩序を乱し、受講生として本分に反した者

(その他の事項)

第 20 条 この学則に定めがない事項で必要があると認められるときは、施設長が別にそれを定める。

(附則)

この学則は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

平成 31 年 5 月 1 日 改訂

令和 4 年 5 月 1 日 改訂

令和 6 年 5 月 1 日 改訂

(別表 1) 科目及び履修方法

指定規則に定める科目及び時間数 (時間)	本施設時間数(時間)	履修方法
人間の尊厳と自立 (5)	6	テキストを精読し、各自の理解度を深めた上で、本施設が提示する課題に回答させ、通信指導により履修する。
社会の理解Ⅰ (5)	6	同上
社会の理解Ⅱ (30)	30	同上
介護の基本Ⅰ (10)	10	同上
介護の基本Ⅱ (20)	20	同上
コミュニケーション技術 (20)	20	同上
生活支援技術Ⅰ (20)	20	同上
生活支援技術Ⅱ (30)	30	同上
介護過程Ⅰ (20)	20	同上
介護過程Ⅱ (25)	26	同上
こころとからだのしくみⅠ (20)	20	同上
こころとからだのしくみⅡ (60)	60	同上
発達と老化の理解Ⅰ (10)	10	同上
発達と老化の理解Ⅱ (20)	20	同上
認知症の理解Ⅰ (10)	10	同上
認知症の理解Ⅱ (20)	20	同上
障害の理解Ⅰ (10)	10	同上
障害の理解Ⅱ (20)	20	同上
医療的ケア (50) 喀痰吸引及び経管栄養演習	50 8	同上 面接授業にて履修する。
介護過程Ⅲ (45)	50	面接授業にて履修する。 スクールアワーを適用する。
合 計	466	

(別表 2) 他研修等の修了認定に基づく履修免除

科目	時間数 (時間)	介護職員 初任者 研修	訪問介護員研修		介護職員 基礎研修
			1 級	2 級	
人間の尊厳と自立	6	免除	免除	免除	免除
社会の理解Ⅰ	6	免除	免除	免除	免除
社会の理解Ⅱ	30		免除		免除
介護の基本Ⅰ	10	免除	免除	免除	免除
介護の基本Ⅱ	20		免除	免除	免除
コミュニケーション技術	20		免除		免除
生活支援技術Ⅰ	20	免除	免除	免除	免除
生活支援技術Ⅱ	30	免除	免除	免除	免除
介護過程Ⅰ	20	免除	免除	免除	免除
介護過程Ⅱ	26		免除		免除
こころとからだのしくみⅠ	20		免除		免除
こころとからだのしくみⅡ	60		免除		免除
発達と老化の理解Ⅰ	10	免除	免除		免除
発達と老化の理解Ⅱ	20		免除		免除
認知症の理解Ⅰ	10	免除	免除		免除
認知症の理解Ⅱ	20		免除		免除
障害の理解Ⅰ	10	免除	免除	免除	免除
障害の理解Ⅱ	20		免除		免除
医療的ケア 喀痰吸引及び経管栄養演習	50 8				
介護過程Ⅲ	50				免除
合 計	466	344	108	344	58

